

平成17年12月

J R 宇都宮駅・東武宇都宮駅
バリアフリー

交通安全特定事業計画

栃木県警察本部

栃木県交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、宇都宮市JR宇都宮駅、東武宇都宮駅移動円滑化基本構想に即して、「JR宇都宮駅重点整備地区交通安全特定事業計画」並びに「東武宇都宮駅重点整備地区交通安全特定事業計画」を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

(1) JR宇都宮駅

ア JR宇都宮駅西口から本町交差点までについての道路の区間

主要地方道・宇都宮烏山線（別添地図参照）

イ 馬場通り1丁目交差点から中央3丁目交差点までについての道路の区間

市道6号線（別添地図参照）

(2) 東武宇都宮駅

ア 本町交差点から小幡1丁目交差点までについての道路の区間

国道119号線及び主要地方道・宇都宮烏山線（別添地図参照）

イ 池上町交差点から松が峰2丁目交差点までについての道路の区間

国道119号線（別添地図参照）

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR宇都宮駅

ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感应装置の整備
（対象信号機12箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

(2) 東武宇都宮駅

ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感应装置の整備
（対象信号機14箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

(3) 上記(1)、(2)道路の区間

ア 実施事業内容

横断歩道上、バス停付近等における違法駐車車両の指導取締り

視覚障害者用誘導用ブロック上等における放置自転車の撤去
違法駐車行為の防止のための広報、啓発活動の実施

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅、宇都宮市役所を利用する高齢者・身体障害者、地元の住民、学識経験者・身体障害者関連団体の代表者等からの意見聴取、及び現場説明を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者への情報提供

ア 音響信号機、歩行者青時間延長信号機については、その旨がわかるよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

イ 市と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。

(3) 関係機関との連携の強化

宇都宮市交通バリアフリー連絡調整会議において、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行なうとともに、栃木県道路交通環境推進連絡会議において定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の秩序化が図れるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の取り締まり、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ、計画的に実施する。